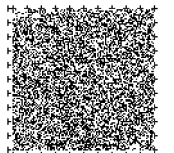


## 第2部

# 第6次朝霞市障害者プラン

アンケート結果は、『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

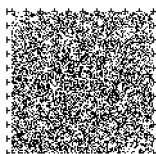
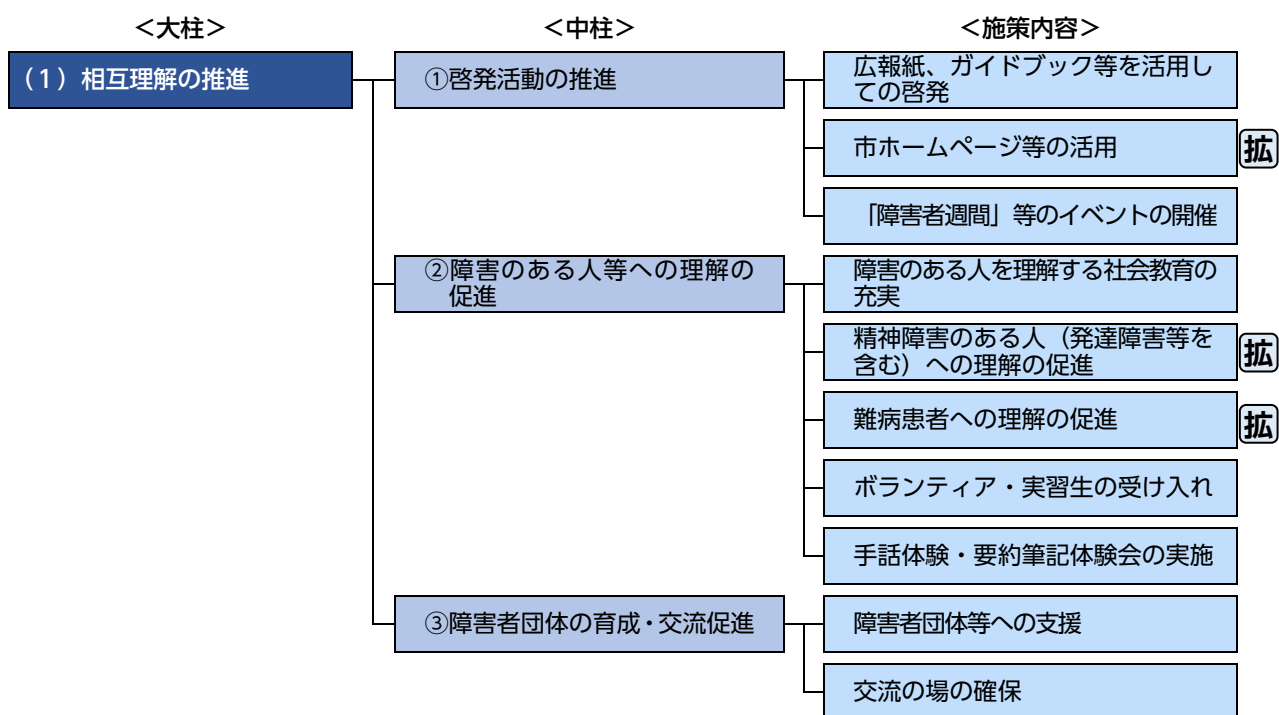


# 第1章 共生社会の実現を目指す

## <基本目標>

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人とない人が共に生きる共生社会を実現します。

## (1) 相互理解の推進



## ①啓発活動の推進

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「共生社会の実現」のためには、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障害のある人のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」を推進します。

共生社会の実現のため、障害のある人に対する心の障壁（バリア）を取り除くため、広報紙やガイドブックの作成、配布などを通じて啓発活動を行います。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人への理解を進めるための教育や広報活動の充実」

…障害のある人：57.6% 障害のある児童：67.6%

約6割の方が啓発活動を重要な施策として捉えている傾向があります。

#### Q.情報の入手先（障害のある人）

・市役所の広報紙…41.9%

#### Q.情報の入手先（障害のある児童）

・インターネット…75.4%

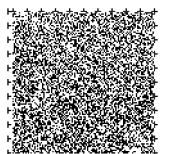
情報の入手先として広報紙やインターネットの比率が高い傾向があります。

### ■広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発

「広報あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報や法改正をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。

### ■市ホームページ等の活用【拡充】

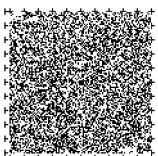
インターネットは情報の入手手段のひとつとして重要な役割を担っていることから、情報提供手段として市ホームページやSNS、メール配信サービスの活用を図ります。また、視覚障害のある人への対応として、情報へのアクセシビリティの向上に努めます。



### ■ 「障害者週間」等のイベントの開催

障害のある人への理解を深めるため、障害者週間をはじめとして、市内で開催される各種イベントなどを通じて啓発事業を推進します。

その一環として、市役所や市関連施設において、障害のある人が作成した作品を展示販売する場の提供など、障害のある人の活動への積極的な支援を行います。

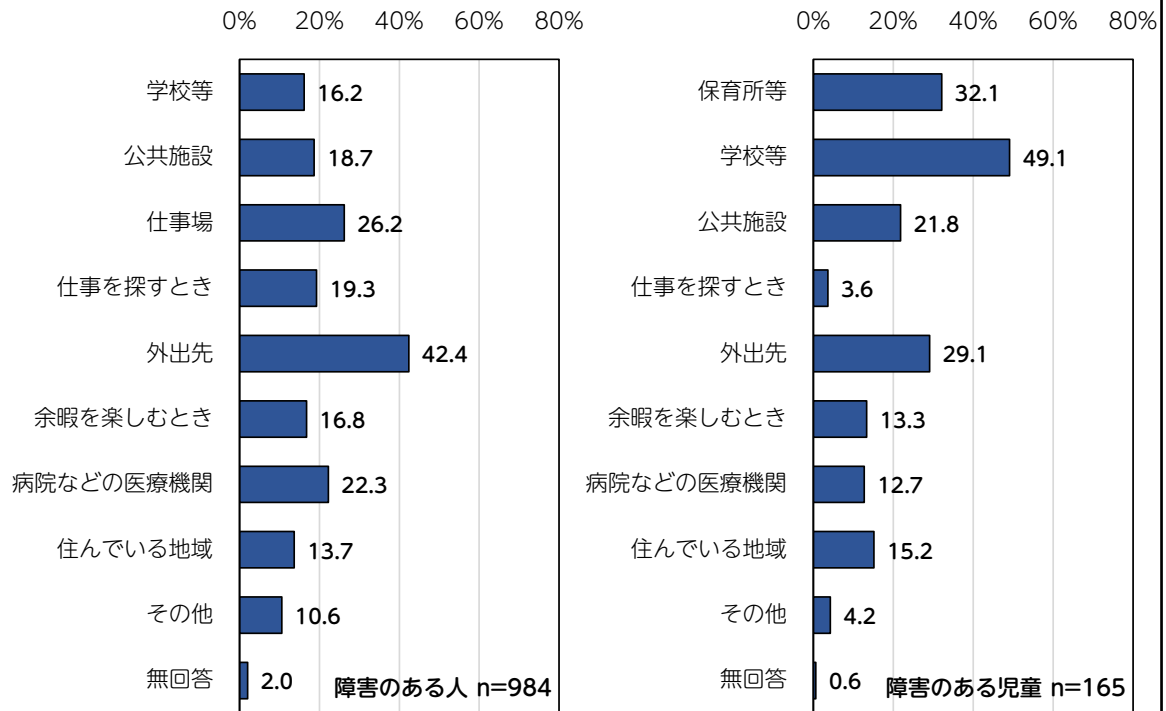


## ②障害のある人等への理解の促進

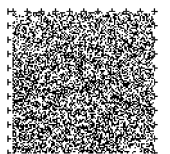
共生社会の実現のためには、それぞれの障害に対する正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除くことが重要です。  
 講演会の実施や、ボランティア活動等を通じて、障害のある人等への理解を促進します。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.差別や嫌な思いをした場所について（障害のある人・児童）



「外出先」の割合が最も高く、次いで「仕事場」となっています。障害のある児童では、「学校等」の割合が高くなっています。



### ■障害のある人を理解する社会教育の充実

障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために、障害福祉に関する講座や講演会の開催などを積極的に支援します。

### ■精神障害のある人(発達障害等を含む)への理解の促進【拡充】

発達障害・高次脳機能障害・若年性認知症等を含む精神障害は、周りから見てわかりにくいいため、十分な理解を得にくい現状があります。精神疾患は誰でも発症する可能性のある病気であり、病気の結果生じた社会生活や日常生活のしづらさ、生きづらさがあることを理解し対応できるよう、啓発を図ります。

また、行政や民間の相談窓口従事者を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

### ■難病患者への理解の促進【拡充】

難病患者の方については、外見からは症状がはっきりわからないケースもあり、病気に対する周囲の理解が得られないことも多くあります。

また、特有の症状があり、特別の生活用具を必要とする人もいます。このような難病患者の置かれた状況に対する市民の理解を広めるための周知に努めます。

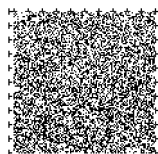
### ■ボランティア・実習生の受け入れ ※

誰もが暮らしやすい地域づくりには、世代を問わず福祉への関心と参加が必要なことから、地域福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受け入れを行います。また、児童館等においては子どもボランティア事業を実施し、福祉やボランティアに関わるきっかけ作りに取り組んでいきます。

### ■手話体験・要約筆記体験会の実施 ※

聴覚障害に対する理解を深め、手話や要約筆記の普及を図ることを目的に、初歩的な手話や要約筆記を学ぶ場としての体験会を実施します。

※朝霞市社会福祉協議会で推進する第4期朝霞市地域福祉活動計画から引用しています。評価は朝霞市地域福祉計画推進委員会で行います。



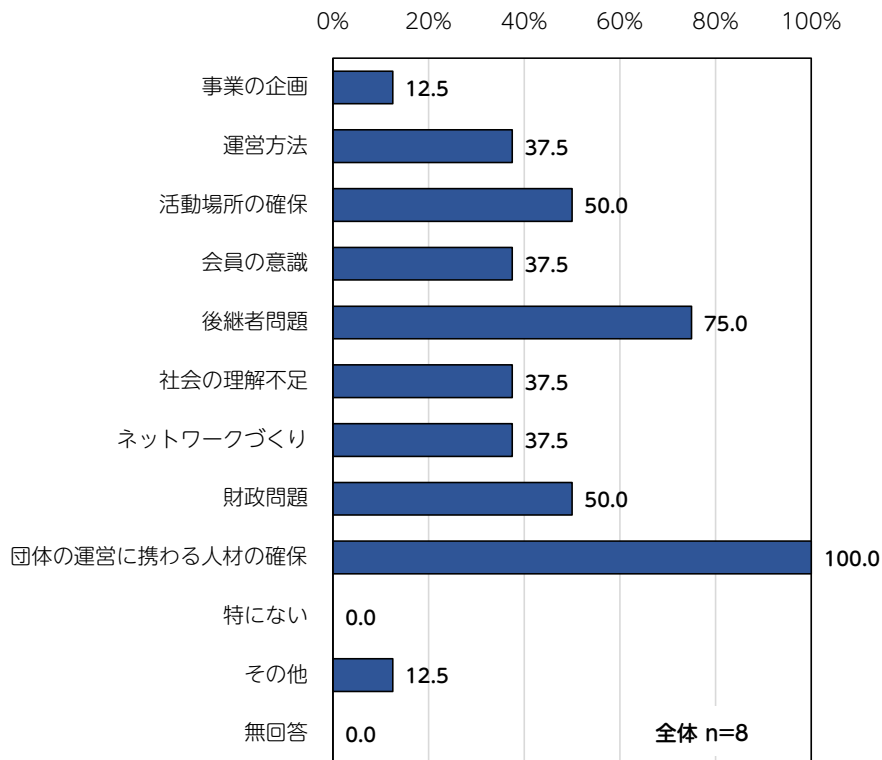
### ③障害者団体の育成・交流促進

障害のある人やその家族に対する一般市民の理解はまだ十分なものではなく、日常生活や社会参加をする上で、大きなハンディキャップが存在しており、お互いの理解を深めるためには、障害者団体の活動を通じて、障害のある人とない人の相互交流が求められています。

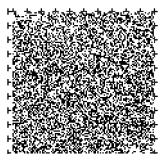
このため、障害のある人やその家族、障害者団体の活動に対する支援を充実するとともに、団体の組織化や団体間の交流活動を促進します。また、障害者団体の育成やネットワークづくりを通じて、障害のある人や家族が外出しやすい環境づくりを進めます。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.活動する上で困っていること（団体）



全ての団体が「人材の確保」の課題を抱えていると回答しています。



### ■障害者団体等への支援

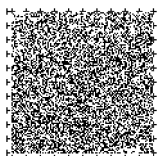
障害のある人の社会参加を促進するため、団体の育成や障害福祉の向上を目指した活動や地域福祉活動等の事業に対して補助金を交付し、障害者団体に対する支援を行います。

また、障害者団体による活動への支援や助言を行うとともに、団体間の連携強化、ネットワークづくりを促進します。

### ■交流の場の確保

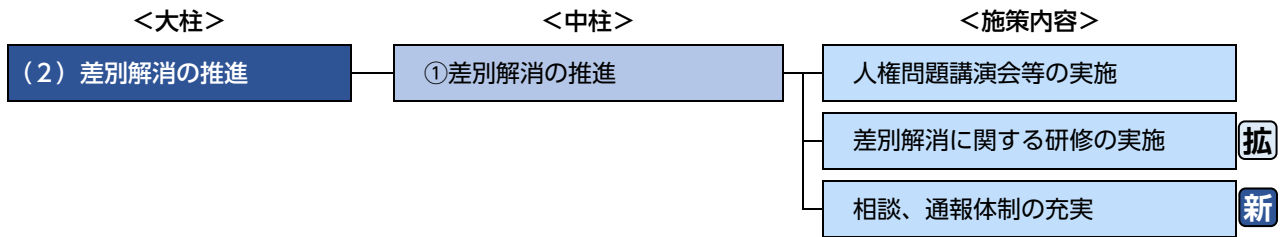
障害のある人となない人との相互の交流を促進するため、総合福祉センターの交流スペース、その他公共施設の利用を促進します。

また、市や関係機関が開催する各種イベントへの障害者団体の参加促進などにより、障害のある人となない人が広く交流できる場の確保に努めます。





## (2) 差別解消の推進

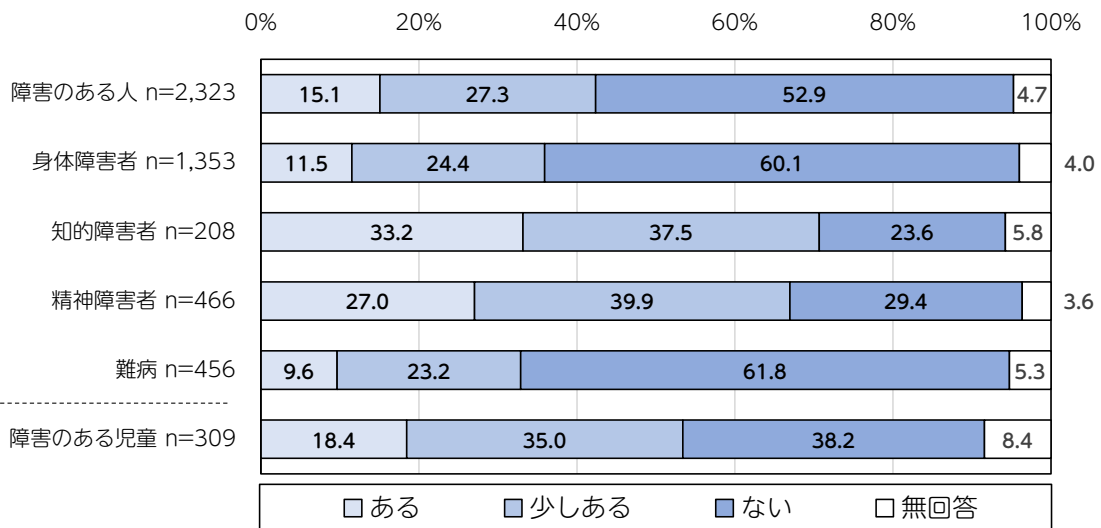


### ① 差別解消の推進

令和6（2024）年4月に施行の改正障害者差別解消法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政サービス等における合理的配慮の提供に努め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

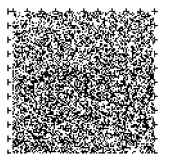
Q.障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無（障害のある人・児童）



知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある児童において、「ある」「少しある」の割合が他の障害種別と比べて高い傾向がみられます。

### ■人権問題講演会等の実施

差別のない明るい社会の実現を目指し、人権問題についての理解を広めるため、市民を対象とした講演会や講座を開催します。



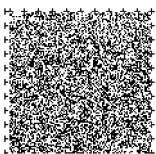
### ■差別解消に関する研修の実施【拡充】

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消を推進することを目的として、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供のため、市職員等に対し研修を実施します。

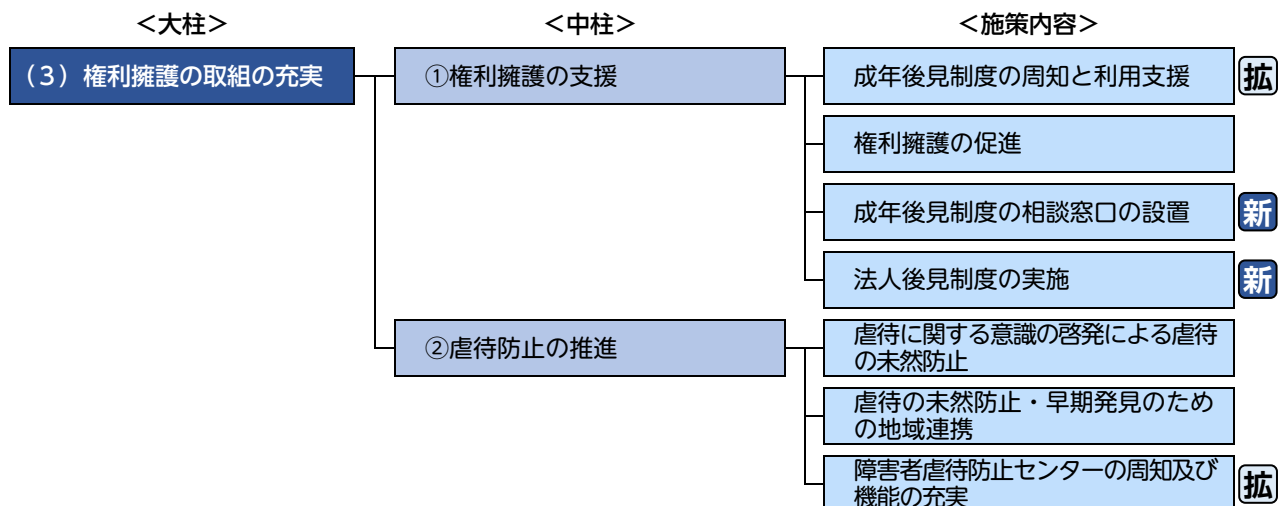
また、県や近隣市と連携して事業者に向けた研修を実施し、障害者差別解消法の啓発に努めます。

### ■相談、通報体制の充実【新規】

相談窓口の周知を行うとともに、障害者の立場に寄り添った相談支援を行います。



### (3) 権利擁護の取組の充実



#### ① 権利擁護の支援

自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制を整備するとともに、安心して地域で生活できるように権利擁護や、成年後見制度等の活用を支援します。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.成年後見制度の認知度（障害のある人・児童）

「名前も内容も知っている」と回答した割合

- ・ 身体障害のある人…38.7%
- ・ 知的障害のある人…39.4%
- ・ 精神障害のある人…29.4%
- ・ 難病患者…46.3%
- ・ 障害のある児童…23.3%

##### Q.成年後見制度の利用状況（障害のある人・児童） その①

「利用している」と回答した割合

- ・ 身体障害のある人…1.6%
- ・ 知的障害のある人…11.1%
- ・ 精神障害のある人…2.8%
- ・ 難病患者…0.0%
- ・ 障害のある児童…0.3%

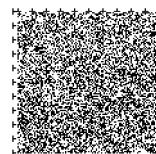
##### Q.成年後見制度の利用状況（障害のある人・児童） その②

「現在は利用していないが、今後利用したい」と回答した割合（全体結果：31.8%）

- ・ 身体障害のある人…20.8%
- ・ 知的障害のある人…51.9%
- ・ 精神障害のある人…33.0%
- ・ 難病患者…21.5%
- ・ 障害のある児童…39.2%

成年後見制度の認知度はある程度普及が進んでいる傾向がみられる一方、「知らない」も約6割残っている状況です。

実際に利用している方は少ない傾向がみられます。また、今後の利用意向では知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある児童において利用したい割合が高くなっています。



### ■成年後見制度の周知と利用支援【拡充】

障害のある人の権利擁護や権利行使の援助などを支援するため、国や県と連携し、成年後見制度の普及と利用促進を図ります。

また、低所得者などを対象に成年後見人の報酬の一部を支援する成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。

### ■権利擁護の促進

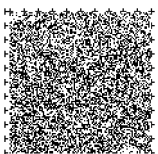
市においては、障害のある人の生活設計や生活上の諸問題についての相談などを充実し、親亡き後の不安解消や権利が守られるよう、弁護士など専門家との連携を図るとともに、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置している権利擁護センターの利用を促進します。

### ■成年後見制度の相談窓口の設置【新規】

成年後見制度に関する相談窓口として成年後見センターを設置します。

### ■法人後見制度の実施【新規】

朝霞市社会福祉協議会と連携し、法人後見制度の実施に向けて検討を進めます。



## ②虐待防止の推進

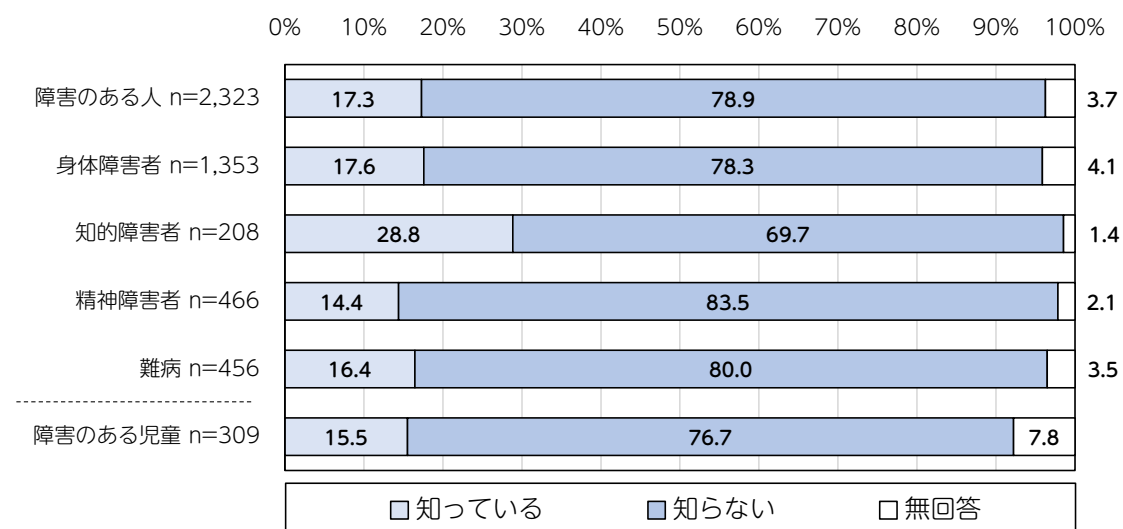
虐待を受けた障害のある人を守るため、平成24(2012)年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。

障害のある人に対しての虐待が社会的問題となっている中、虐待が起こる場所は、密室での閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいといわれています。

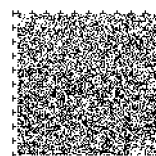
より一層、関係機関や地域住民のネットワーク体制の充実を図り、虐待に対する啓発や情報提供を行い、虐待の早期発見、相談、養護者に対する支援などに努めるとともに、虐待被害を受けた障害のある人等の保護やその後の心理的サポート、養護者へのサポートを行います。

## ＜アンケート調査等から見える傾向・課題＞

## Q.障害者虐待防止センターの認知度(障害のある人・児童)



障害者虐待防止センターの認知度は約2割程度と、約8割は知らないという結果でした。なお、知的障害のある人において、「知っている」の割合が他の障害種別と比べて高い傾向がみられます。



### ■虐待に関する意識の啓発による虐待の未然防止

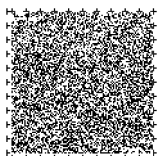
家庭や教育機関、就業先での虐待防止のために、障害のある人への虐待に関する情報提供を通じた啓発により、虐待の未然防止に努めます。

### ■虐待の未然防止・早期発見のための地域連携

障害のある子どもを含め、障害のある人への虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図るとともに、早期発見に向けて地域関係者との連携づくりに努めます。

### ■障害者虐待防止センターの周知及び機能の充実【拡充】

障害者虐待防止センターの認知度を高めるために市ホームページやSNS、チラシ作成など周知に力を入れるとともに、障害のある人への虐待を防止するため、家族、事業者、教育関係者などの抱える問題や課題の解決に向けた相談体制の構築に努め、虐待の防止及び対応に対する機能の充実を図ります。

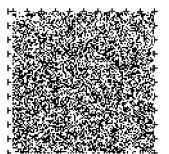
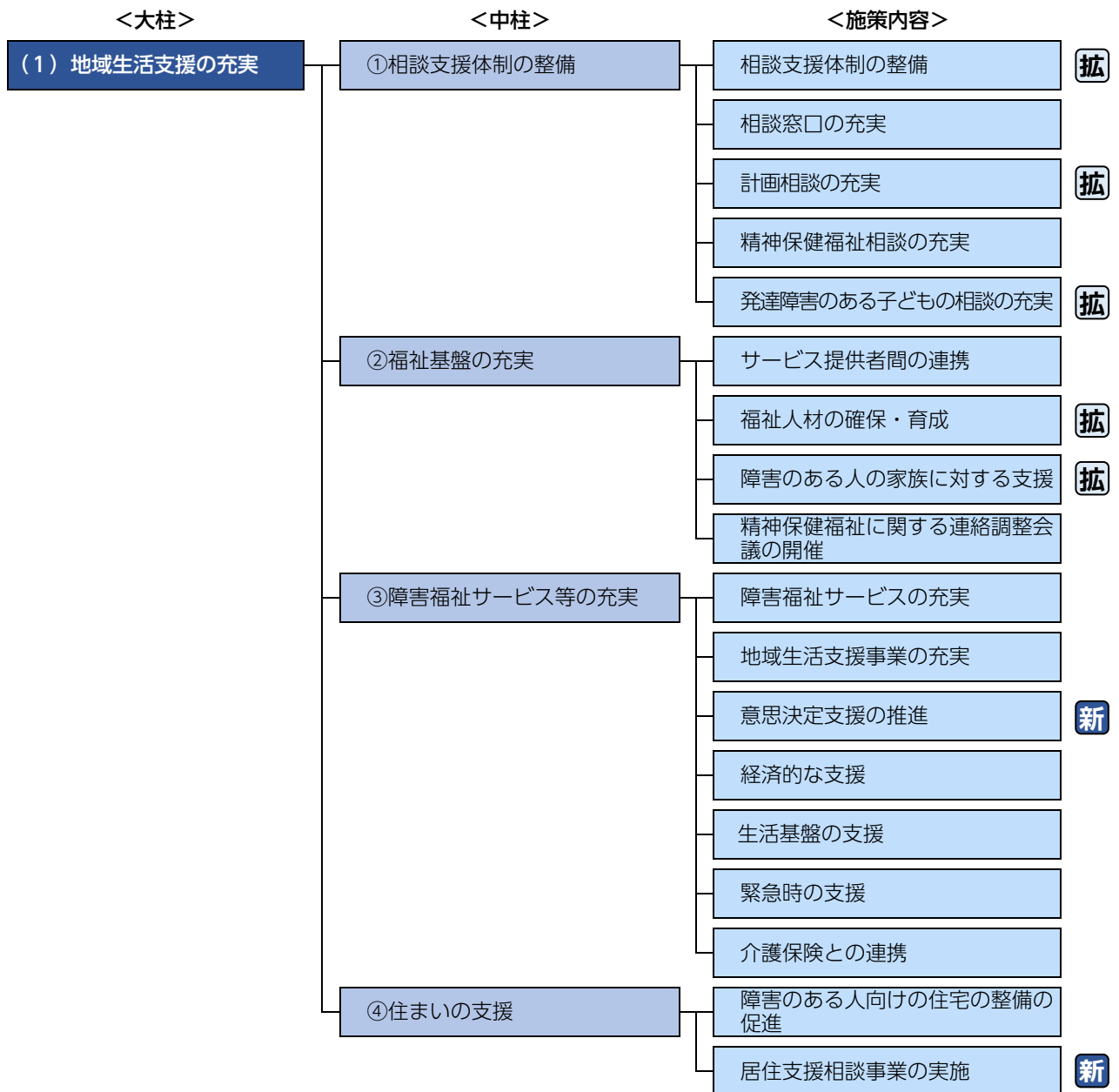


# 第2章 地域生活を充実し、社会参加を支援する

## <基本目標>

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

## (1) 地域生活支援の充実



## ①相談支援体制の整備

障害にかかわる相談は、児童から大人までと幅広く、それぞれが抱える悩みや戸惑いは多様化しており、ライフステージの節目においても異なるため、相談支援体制の整備及び充実を図るとともに、障害が生じたときの本人や家族の不安などの解消に向けて、総合的な相談体制の確立を図ります。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害者福祉に関する相談窓口の一本化や相談機能の充実」

…障害のある人：55.8% 障害のある児童：65.7%

5割以上の方が相談機能の充実を重要な施策として捉えている傾向があります。

#### ■相談支援体制の整備【拡充】

相談支援員の増員を図るほか、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成の充実を図ります。

また、相談支援ネットワークの形成を図り、相談者一人一人の状況に応じた相談支援を行うようにします。

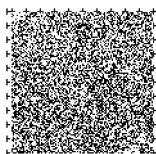
#### ■相談窓口の充実

民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、DV相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。

また、相談内容の多様化に対応するため、重層的支援体制の整備を検討します。

#### ■計画相談の充実【拡充】

障害児・者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、障害児・者の自立した生活を支えます。また、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、基幹相談支援センターの設置により、相談支援事業所のスキルアップを図ることで、きめ細かいサービス等利用計画の作成を促進します。





### ■精神保健福祉相談の充実

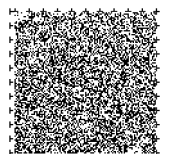
精神科医、精神保健福祉士などによる精神障害のある人の専門相談の充実を図るとともに、地域生活における医療・生活面に係る支援体制の整備に努めます。

### ■発達障害のある子どもの相談の充実【拡充】

児童発達支援センターの機能強化により地域における障害児支援の質の向上、インクルージョンの推進を図ります。

また、育み支援バーチャルセンター事業として、小児神経科医、臨床心理士などの協力を得て、発達障害のある子どもの専門相談の充実を図るとともに、保育園、幼稚園、小・中学校等への巡回相談を実施するなど、関係機関との連携を強化して、支援を充実します。

さらに、子ども相談室において「発達に関する相談」を実施します。子どもの実態を踏まえながら必要に応じて発達検査も実施し、相談体制の充実を図ります。



## ②福祉基盤の充実

障害のある人が適切な福祉サービスが受けられるよう、サービス提供事業者間の連携を強化するとともに、福祉人材の確保に努め、サービス全体の質の向上を図ります。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.関係機関との連携状況（事業所）

十分に連携が取れているとまあまあ連携は取れているを合わせた割合

- ・ 障害福祉サービス事業所：63.0%
- ・ 相談支援事業所：87.0%

#### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「福祉分野の専門的な人材の確保・養成」

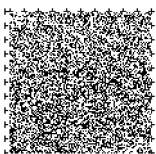
…障害のある人：54.9% 障害のある児童：71.2%

#### Q.障害福祉施策の課題（専門職）

- ・ 近隣の機関（特に児童発達支援事業所や相談支援事業所）と連携をとりながら、役割分担をしていくことが望ましい
- ・ 発達の評価、見立て、支援を総合的に行える施設が少ない

事業所間においてある程度の連携は図れているものの、より一層の連携強化が求められています。

また、専門的な人材や総合的な支援ができる事業所の充実が求められています。



### ■サービス提供者間の連携

適切なサービス提供ができるよう、サービス提供者間の連携を密にします。  
また、障害者自立支援協議会の活性化により、事業者間の交流を促し、連携強化を図りやすくなるようにします。

### ■福祉人材の確保・育成【拡充】

障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めるとともに、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。

また、障害や病気の経験があり、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターの確保・育成も図ります。

### ■障害のある人の家族に対する支援【拡充】

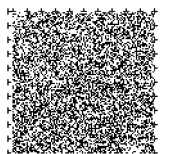
障害のある人のいる家庭では、介助者の高齢化や18歳未満の子どもが介護を担っているヤングケアラーの問題など、介護の状況が複合化・複雑化しています。

そこで、福祉サービスの提供に加えて、NPO法人やボランティアによる障害のある人を支える家族に対する支援の充実を図り、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、障害のある人の家庭の生活環境の向上を図ります。

また、障害のある人の家族会などの活動支援の充実や日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの心理教育「ペアレントトレーニング」の普及を図ります。

### ■精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催

精神障害のある人が地域の中で安心して暮らせる地域づくりを目指し、保健と福祉の連絡調整を図るため、会議を開催します。



### ③障害福祉サービス等の充実

障害のある人が住み慣れた地域で、安心してゆとりある生活を送るためには、一人一人のニーズにあったサービス提供が求められていることから、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、障害のある児童に対するサービスの確保及び適切な提供を行うとともに、地域生活支援事業など各種サービスの充実に努めます。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.障害福祉サービスの今後の利用意向（障害のある人）

「現在利用しており、今後も利用したい」と「現在利用していないが、3年以内には利用したい」を合わせた割合 上位6項目

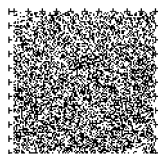
- ・ 居宅介護（ホームヘルプ） .....17.8%
- ・ 生活介護 .....15.2%
- ・ 計画相談支援 .....13.6%
- ・ 短期入所（ショートステイ） .....13.5%
- ・ 施設入所支援 .....11.9%
- ・ 自立訓練（機能訓練） .....11.9%

##### Q.障害福祉サービスの今後の利用意向（障害のある児童）

「現在利用しており、今後も利用したい」と「現在利用していないが、3年以内には利用したい」を合わせた割合 上位5項目

- ・ 放課後等デイサービス .....65.4%
- ・ 障害児相談支援（計画相談支援） .....52.5%
- ・ 児童発達支援 .....43.0%
- ・ 保育所等訪問支援 .....23.7%
- ・ 行動援護 .....10.3%

障害のある人の全体での傾向と障害のある児童での傾向は異なり、障害のある児童では各種サービスに対する利用意向が高い傾向がみられます。



### ■障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種障害福祉サービス等の充実を図ります。

また、事業者からの開設相談等の機会をとらえ、市の課題や障害福祉計画に基づく助言を行います。

### ■地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けています。「親亡き後」に備えるとともに、地域で生活する障害のある人の自立した日常生活や社会生活の充実を図ります。

### ■意思決定支援の推進【新規】

サービスの提供にあたっては、本人の意思が反映された生活を送ることができるよう、厚生労働省のガイドラインに基づき、意思決定支援の適切な実施を推進します。

### ■経済的な支援

障害のある人やその家族に対し、日常生活支援、社会参加支援サービスの提供のほか、各種手当などの支給により経済的な支援を行います。

### ■生活基盤の支援

地域での生活の基盤となる地域活動支援センターや生活ホームへの運営支援、グループホームの入所者に係る支援として、家賃の一部を補助する特定障害者特別給付費の支給を行います。

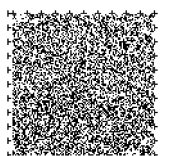
### ■緊急時の支援

災害などの緊急時に援護を必要とする人への迅速な支援を図るため、避難行動要支援者台帳への登録、普及促進に努めます。

また、アプリを使用した「ネット119」や「FAX119」などの普及を図るとともに、手話通訳者の緊急時派遣の実施などにより、緊急時の支援体制の充実を図ります。

### ■介護保険との連携

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、介護保険サービスや障害福祉サービス、相談窓口についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。



#### ④住まいの支援

住宅は地域生活の基盤であり、障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるように、住まいの確保に対する支援を行うとともに、段差の解消や手すりの設置など、障害のある人が暮らしやすい住宅の整備、建設を促進するための相談窓口や融資・助成制度の充実など、住まいに係る支援を行います。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人のための住まいの確保・供給」

…障害のある人：55.6% 障害のある児童：61.2%

5割以上の方が障害のある人のための住まいの確保・供給を重要な施策として捉えている傾向があります。

#### ■障害のある人向けの住宅の整備の促進

障害のある人が共同して生活できる場や障害のある人が自立して生活できる場としての住宅の確保が求められています。

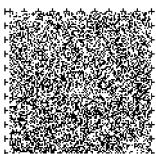
住宅の改修に対する理解の促進を図り、障害のある人に配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考えの普及を図ります。

また、住宅改修を促進するため、重度障害者住宅改善費補助や個人住宅リフォーム資金補助金等の経済的支援の活用を促進します。

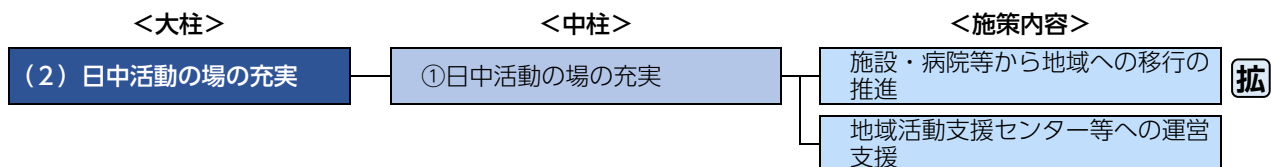
#### ■居住支援相談事業の実施【新規】

住宅確保要配慮者（低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子どもを養育する者・その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、社会福祉士による居住支援相談を実施します。

相談内容に応じて、庁内の関係部署や不動産事業者関連団体等につなぎ、住まい探しや入居後の生活支援等を行います。



## (2) 日中活動の場の充実



【拡】

### ①日中活動の場の充実

障害のある人の活動を支援する日中活動系サービスや地域生活支援事業の充実を図り、地域生活への移行を推進し、日中活動の場の確保に努めます。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.日中の過ごし方（障害のある人）

「自宅にすることが多い」 ..... 45.9%

##### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「働く場の確保」 ..... 54.0%

「参加しやすい余暇活動の援助や施設の整備」 ..... 45.4%

「障害のある人とない人が交流する場の充実」 ..... 40.8%

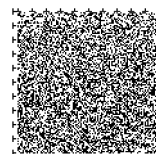
障害のある人の日中活動の場の充実は、就労、余暇活動、交流の場と幅広く求められています。

#### ■施設・病院等から地域への移行の推進【拡充】

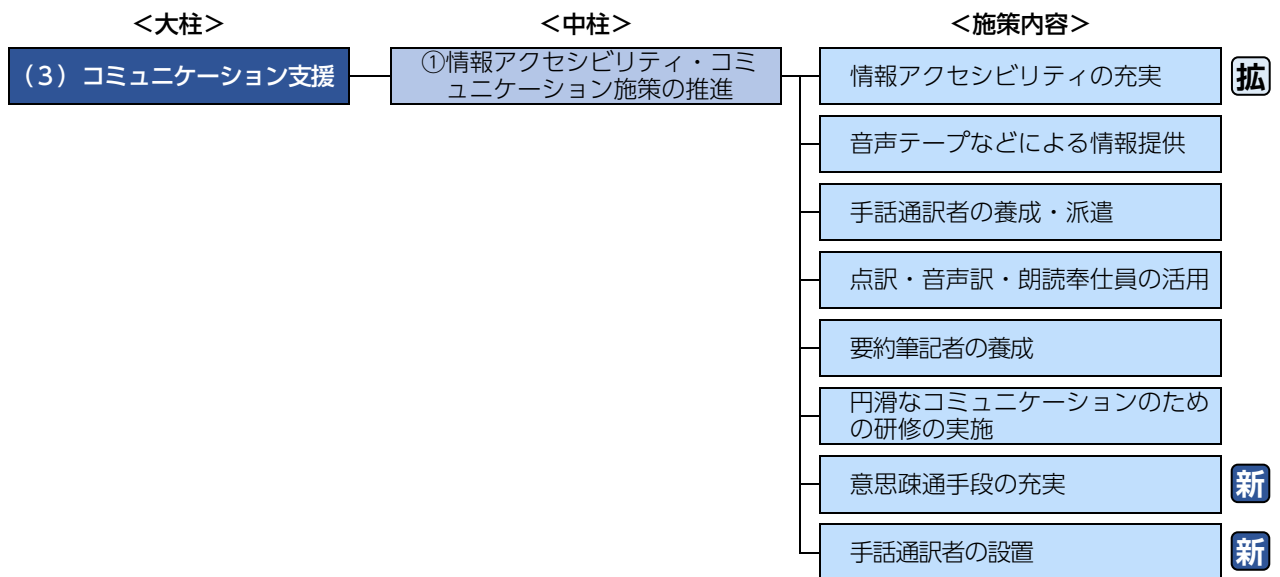
地域生活支援拠点事業の充実により、障害のある人本人の意向を反映した地域生活への移行を支援します。

#### ■地域活動支援センター等への運営支援

障害のある人の社会参加を促進するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、就労機会の拡大に努める地域活動支援センターなどの運営を支援します。



### (3) コミュニケーション支援

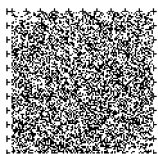


#### ①情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

朝霞市では、平成28(2016)年4月に、朝霞市日本手話言語条例を制定し、障害のある人のコミュニケーションを手助けする手話通訳者や要約筆記者の養成、点訳・朗読奉仕員の活用、福祉機器の利用などによるコミュニケーション手段の確保に努めています。

令和4(2022)年5月に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得・利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるため、法の趣旨を踏まえ各種施策の充実を図ります。





## <アンケート調査等から見える傾向・課題>

### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「生活している地域にかかわらず等しく情報を得ることができる」...50.5%

「障害のあるなしにかかわらず、

同じ情報を同じタイミングで取得できる」...49.4%

約5割の方が情報へのアクセシビリティについて重要な施策として捉えている傾向があります。

### Q.情報の入手先（障害のある人）上位3位

- ・市役所の広報紙
- ・本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
- ・家族や親せき、友人・知人

### Q.情報の入手先（障害のある児童）上位3位

- ・家族や親せき、友人・知人
- ・インターネット
- ・サービス事業所の人や施設職員

### Q.障害福祉施策の課題（専門職）

- ・広報紙などだけでなく、他のWebサービスとの連携ができることよい

障害のある人と障害のある児童では、情報の入手先が異なる傾向がみられる部分もあるため、必要な人に必要な情報が届くよう、あらゆる情報発信媒体を活用した情報提供の充実が求められています。

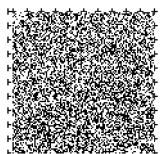
## ■情報アクセシビリティの充実【拡充】

利用者の立場に立ったわかりやすい「広報紙」や「障害福祉ガイドブック」、  
「ホームページ」などを充実し、相談窓口や障害福祉サービス等の幅広い福祉  
情報の提供に努め、利用促進を図ります。なお、利用する側に立った効果的な  
提供方法についても検討します。

また、災害時においても障害のある人に情報が伝達できるよう情報のバリア  
フリー化を進めます。

## ■音声テープなどによる情報提供

視覚障害のある人に対し情報提供方法の周知を図り、広報あさかの音声テー  
プ、デイジー（デジタル録音図書）形式のCDなどによる情報提供を推進しま  
す。



### ■手話通訳者の養成・派遣

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援する人材育成のため手話講習会を開催するとともに、手話通訳者派遣制度の充実に努めます。

### ■点訳・音声訳・朗読奉仕員の活用

点訳・音声訳・朗読奉仕員を必要に応じて活用し、障害のある人に対して適切な情報提供に努めます。

### ■要約筆記者の養成

必用に応じて要約筆記に関する講習会を開催し、要約筆記者の養成を図ります。

### ■円滑なコミュニケーションのための研修の実施

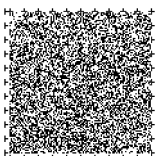
市の職員研修の中に手話講習などを盛り込み、円滑なコミュニケーションを築けるよう職員の意識啓発を行います。

### ■意思疎通手段の充実【新規】

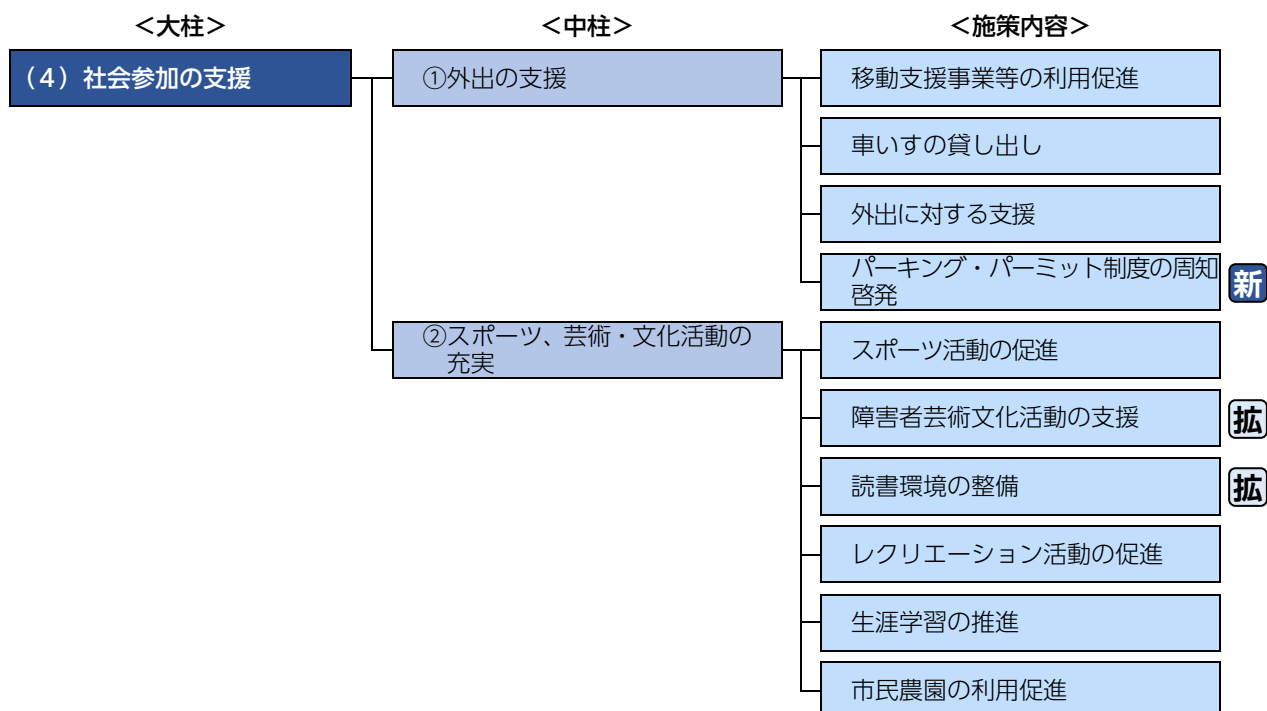
全ての市の窓口で筆談対応を行うとともにコミュニケーション支援ボードを設置、避難所にも筆談ボード及びコミュニケーション支援ボードを設置し、意思疎通手段の充実に努めます。

### ■手話通訳者の設置【新規】

障害福祉課に手話通訳者を設置、庁内各部署での手話通訳のニーズにスムーズに応える体制整備に努めます。



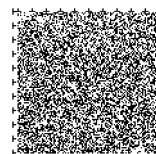
## (4) 社会参加の支援



### ①外出の支援

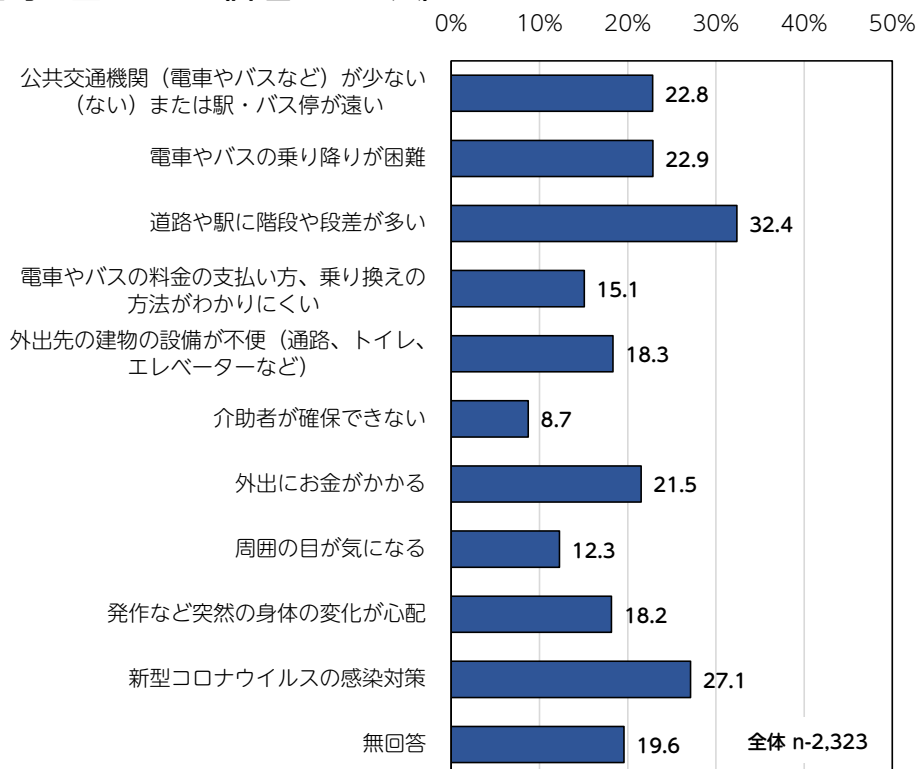
障害のある人が生活活動範囲を拡大するためには、それぞれの障害に応じた移動手段の確保が必要となります。

障害のある人の移動や外出の利便性を高めるため、移動支援事業などにより、障害のある人の移動・外出手段の確保に努めます。



<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.外出時の困りごと（障害のある人）



外出の支援においては、外出環境の整備が求められているとともに、外出の際の円滑な移動の確保が求められています。

■移動支援事業等の利用促進

障害等により外出等の移動が困難な方を対象に、適切な障害福祉サービスを案内するとともに、移動支援事業、生活サポート事業を行います。

■車いすの貸し出し

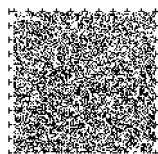
車いすの貸し出しを行います。

■外出に対する支援

障害のある人の移動・外出のため、自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用券の交付、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付など、経済的な支援を実施します。

■パーキング・パーミット制度の周知啓発【新規】

障害のある人などに向けた駐車区画の適正利用を図るため、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知啓発を図ります。



## ②スポーツ、芸術・文化活動の充実

障害のある人の生活の質を高めるためには、スポーツや芸術・文化活動に参加し、楽しめる機会を増やすことが重要です。

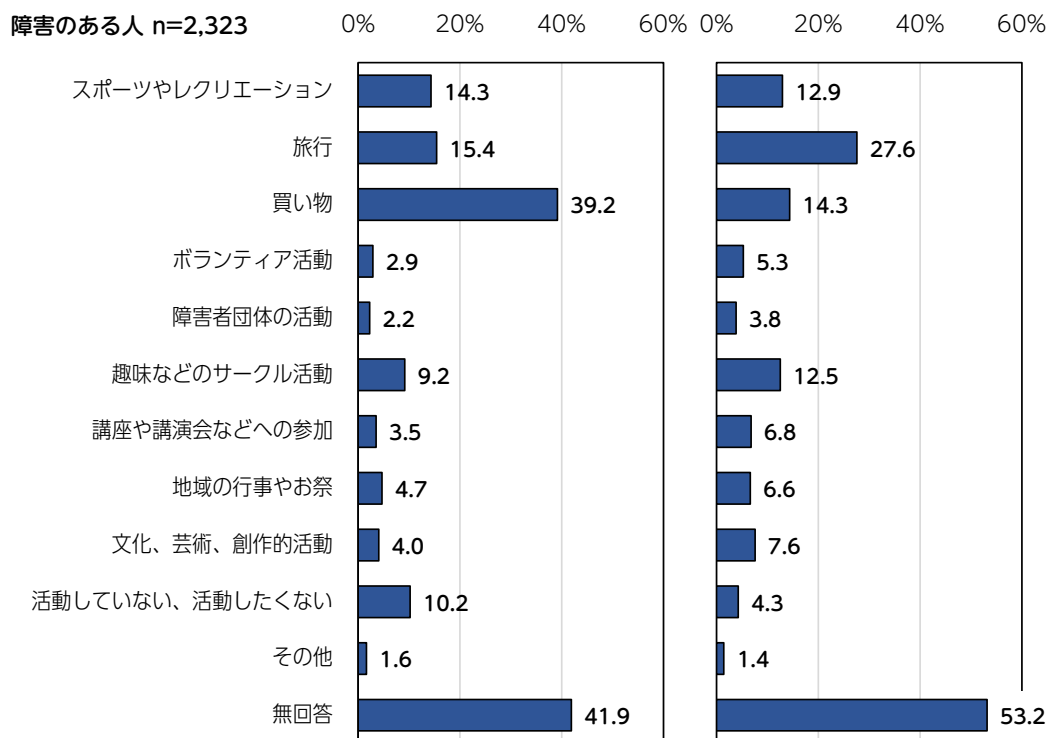
このため、市内で開催されるスポーツ活動への参加の促進によりスポーツに親しむ機会を提供します。

また、生涯学習の充実や自主学習グループへの参加の促進により、芸術・文化活動の充実を図ります。

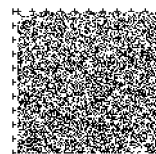
### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.現在行っている活動、今後活動したいと思うこと（障害のある人）

現在行っている活動（左）、今後活動したいと思うこと（右）



現在行っている活動や今後活動したいと思うことは、買い物、旅行、スポーツやレクリエーション、趣味などのサークル活動が上位を占めています。



### ■スポーツ活動の促進

障害のある人と家族がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を図るため、障害者スポーツ大会などを開催します。

また、県が主催する埼玉県障害者スポーツ大会などへの参加を促進し、支援します。

さらに、市内で開催される各種スポーツイベントについても、障害のある人の参加ができるように働きかけます。

### ■障害者芸術文化活動の支援【拡充】

『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』に基づき、障害の有無にかかわらず、芸術・文化に親しむ機会を増やすため、各種イベントなどを開催するとともに、障害のある人による芸術作品の制作および作品の展示の機会確保を含めた生涯学習の充実を図ります。

### ■読書環境の整備【拡充】

図書館では、障害のある人に対応したサービスを行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（通称「読書バリアフリー法」）に基づき、障害のある人の読書環境の整備に向けた、サービスの充実に努めます。

### ■レクリエーション活動の促進

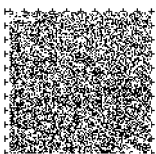
各障害者団体では余暇活動を積極的に展開しています。団体に所属していない人も含め、障害のある人のレクリエーションに親しむ機会を増やすため、市内で開催されるレクリエーション活動に、障害のある人が参加できるよう支援します。

### ■生涯学習の推進

生涯学習を総合的、体系的に推進するため、朝霞市生涯学習計画に基づいて生涯学習関連事業の充実に努めます。

### ■市民農園の利用促進

野菜を栽培することにより、身近な自然に触れ合う機会を増やすため、障害のある人の優先利用枠を設けるとともに、障害者手帳所持者の利用料の免除を行い、利用の促進を図ります。



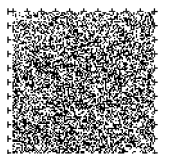
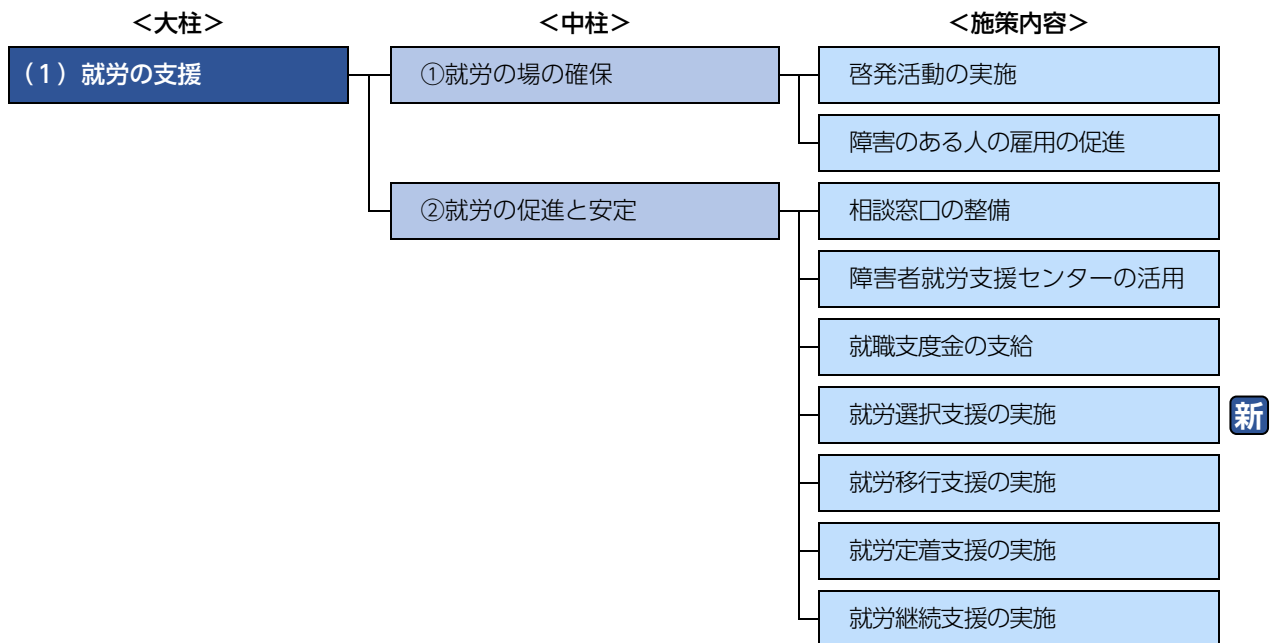
# 第3章 就労を支援する

## <基本目標>

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

## (1) 就労の支援



## ①就労の場の確保

令和6（2024）年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により段階的に法定雇用率が引き上げとなり、障害のある人の働く場が拡充されることになりました。

また、障害のある人の経済面での自立の促進に資するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」では、国や地方公共団体などの公共機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することとなっています。

障害のある人の自立と社会参加を進めるため、就労の場の確保に向けて、啓発活動の実施や、関係機関等との連携を図ります。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「働く場の確保」 ..... 54.0%

5割以上の方が働く場の確保を重要な施策として捉えている傾向があります。

#### Q.お子さんの将来を考えて不安に思うこと（障害のある児童）

「就職・仕事について」 ..... 70.2%

「就職・仕事について」の割合は高く、お子さんの将来の生活において、自立した生活を送るためには重要な部分と捉えられている結果が表れていると考えられます。

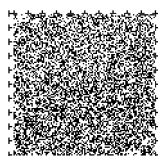
### ■啓発活動の実施

県やハローワークとの連携を図りつつ、事業所に対する障害のある人を対象とした雇用促進キャンペーンや広報紙などを通じた広報活動を行い、障害のある人の雇用の促進を図ります。

### ■障害のある人の雇用の促進

法定雇用率の達成に向けて県やハローワークと連携し、企業などに対してさまざまな働きかけを行います。

就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。





## ②就労の促進と安定

障害のある人の誰もが、その適性と能力に応じた就労の場に就けるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図り、障害のある人の就労を促進します。

また、就労支援の充実を図るとともに、就労後の定着や休職からの復職等に向けて障害のある人と雇用者の相談等を強化します。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.仕事をする上での不安・不満について（障害のある人）

「収入が少ない」 ..... 40.5%

約4割の方が収入に対する不安・不満を抱えている傾向がみられます。

#### Q.就労支援として必要なこと（障害のある人）上位3位

- ・ 職場の上司や同僚などに障害への理解があること
- ・ 短時間勤務や勤務日数の配慮
- ・ 通勤手段の確保

安定した就労を継続するためには、職場の人たちの理解が求められています。

### ■相談窓口の整備

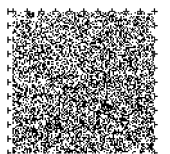
障害のある人の就労には、障害の状況に応じたきめ細かな配慮が必要なことから、ハローワーク、県、特別支援学校、市内の障害者団体などと連携を図りながら、障害のある人の状況を踏まえた就業情報の提供や就業における配慮事項などに関するアドバイスを含めたきめ細かな相談に努めます。

また、ハローワークや県などと連携を図りながら障害のある人の就業・起業等への支援、NPO法人化への支援など、相談体制の充実に努めます。

### ■障害者就労支援センターの活用

障害者就労支援センターにおいて、職業相談をはじめ、就職準備支援、職場定着支援、生活支援など各種支援により、障害のある人の雇用を進めます。職場定着支援については、埼玉障害者職業センターが行うジョブコーチ支援事業なども活用して、障害のある人の定着促進を図ります。

また、生活支援についても重要な支援ととらえ、きめ細かな対応に努めるとともに、余暇活動のニーズを踏まえつつ支援のあり方についても調査・研究を行います。



### ■就職支度金の支給

就労に係る施設の入所及び通所者が、就職などにより自立生活する際に、就職支度金を支給します。

### ■就労選択支援の実施【新規】

障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施します。

※令和4（2022）年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されることになっています。

### ■就労移行支援の実施

就労移行支援は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、作業訓練や職場実習等を実施する事業で、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援します。

この一環として、県や周辺自治体、特別支援学校、障害のある人を雇用している事業所などとの連携により、特別支援学校を卒業した人が就業に先立ち、職業訓練を受けることができる場について調査・研究を行います。

### ■就労定着支援の実施

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害のある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労定着支援事業所が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、安定した就労が継続できるよう支援します。

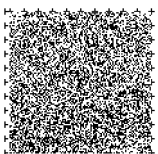
### ■就労継続支援の実施

就労継続支援事業では、雇用継続に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供するなどのサービスを行っています。

また、市としても可能な業務については、就労継続支援事業所に対し、業務発注に努めるとともに、工賃向上のために適宜助言を行います。

利用にあたっては、本人の希望を尊重するとともに、一般就労に必要な知識・能力の高まった人については、一般就労に向けた支援を行います。

また、就労したものの職場や仕事に馴染めずに離職した人に対して、職業訓練施設などの利用により、就労復帰に導きます。



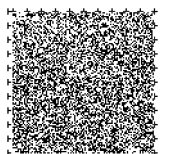
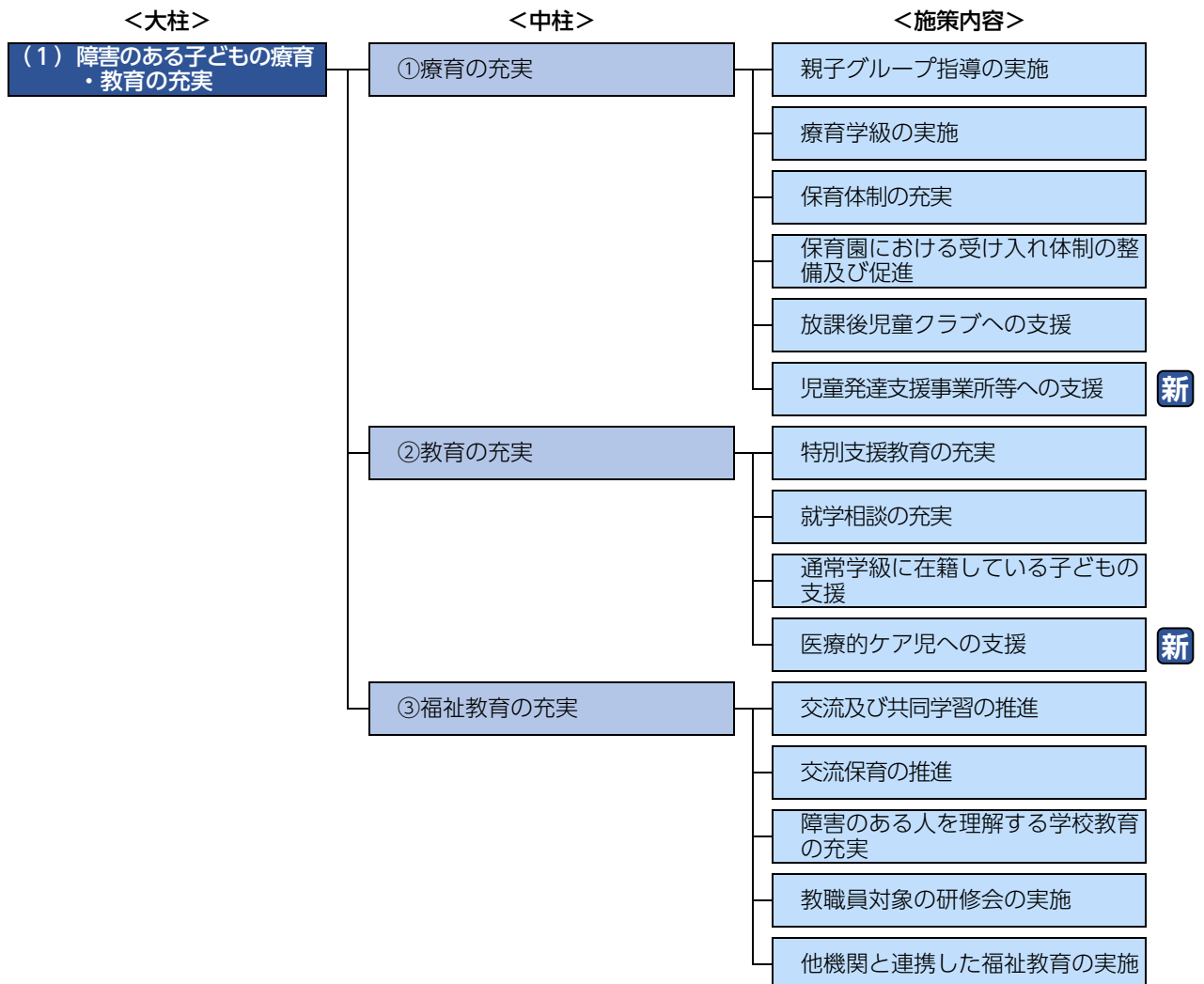
# 第4章 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

## <基本目標>

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

## (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実



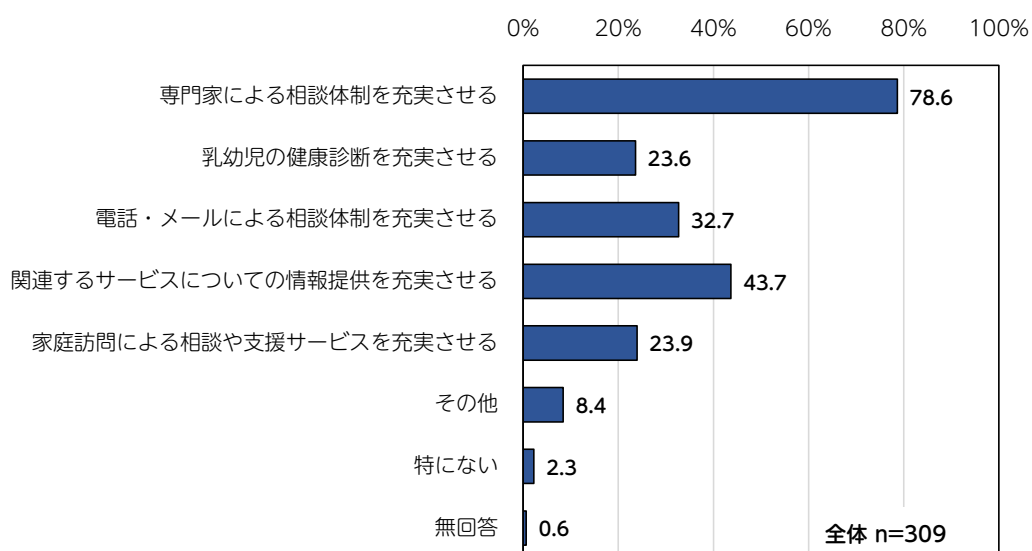
### ①療育の充実

乳幼児の障害に対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

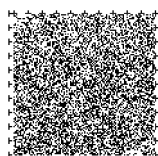
障害の疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行うとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い、障害のある児童への支援の強化を図ります。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.早期に適切な支援をうけるために必要なこと（保護者）



専門家による相談体制の充実が求められているとともに、情報提供の充実が求められています。



### ■親子グループ指導の実施

ことばの遅れなどがある乳幼児や育児不安を持つ親に対し、グループでの活動を通して子どもの発達を促すとともに、適切な時期に親に対して適切なアドバイスや各種援助を行います。

### ■療育学級の実施

心身の発達に遅れのある乳幼児と保護者に対し、親子が触れ合いながらよりよい発育発達を促すため、リズム遊び（音楽療法）、体操などの遊びの指導を行います。

### ■保育体制の充実

保育園などにおける統合保育の充実を図るため、専門家による巡回指導や保育士の研修を実施します。

家庭教育や就学など、それぞれの幼児の障害に応じたさまざまな相談に対し、適切な助言、指導ができるよう指導力の向上など、保育体制の充実を図ります。

### ■保育園における受け入れ体制の整備及び促進

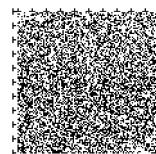
保育園において医療的ケア児を含む障害のある子どもを受け入れるため、保育士の加配や施設のバリアフリー化など障害児保育体制の整備に努め、育成保育事業をさらに進めていきます。

### ■放課後児童クラブへの支援

放課後児童クラブで統合保育を行うため、指導員の適正配置など保育の充実を図るとともに、障害のある子どもを受け入れ、担当する指導員を配置する市指定放課後児童クラブに助成を行います。

### ■児童発達支援事業所等への支援【新規】

療育支援事業を実施し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などに対し、助言、指導などのサポートを行うことで質の向上に努めます。



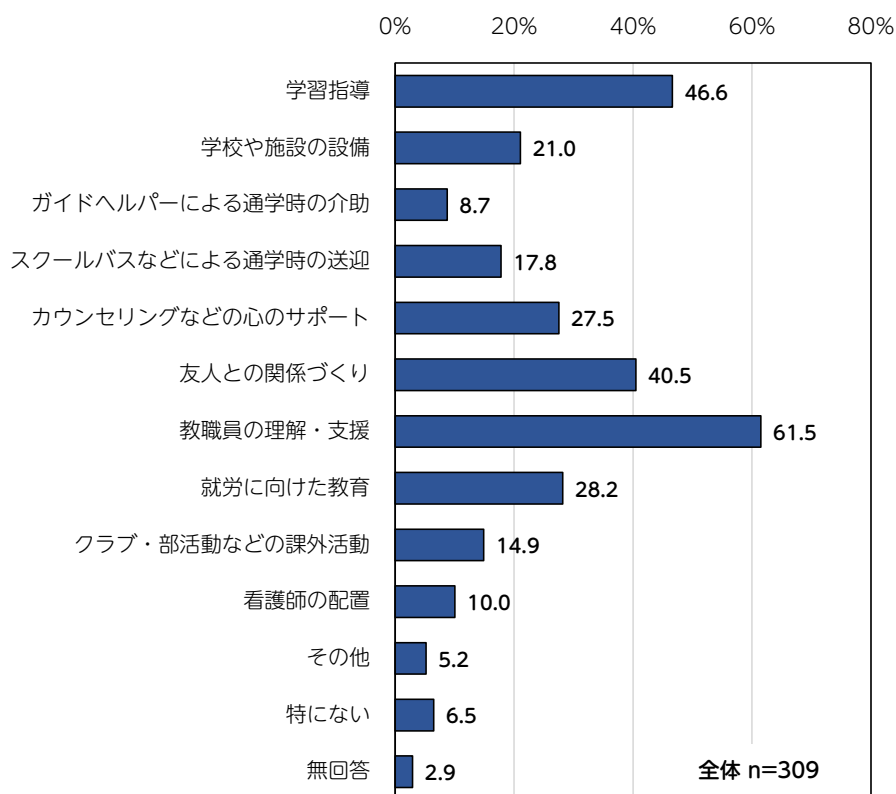
## ②教育の充実

障害のある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の程度に応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

障害の種別も多様化していることから、一人一人の教育的ニーズに応えるため、障害のある児童生徒のライフステージに合わせた支援体制の整備、指導方法の工夫等を行うとともに、保護者に対する相談支援体制を整え、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、障害のある児童生徒へ一貫した支援が提供できるよう教育の充実を図ります。

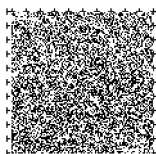
### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.学校生活において、充実させるべきと思うこと（保護者）



障害のある児童生徒のライフステージに沿った教育を充実させるためには、教職員の理解・支援が最も重要と捉えられている傾向がみられます。

また、「Q. お子さんが受けている支援等について、充実させるべきと思うこと（保護者）」からは、会話やコミュニケーションに関する支援や友達とのかわり方に関する支援の割合が高く、人とかわる際に必要な支援が求められています。



### ■特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図るため、それぞれの障害や程度に応じた教育課程を編成するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援、施設整備の充実を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校への特別支援学級補助員の配置、通常学級に通う障害のある児童生徒への支援員の配置、補助員・支援員への研修などにより、障害のある児童生徒の就学支援及び学習支援に努めます。

### ■就学相談の充実

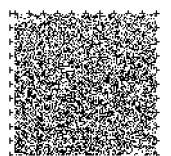
障害のある児童生徒が適切な教育が受けられる環境整備に努め、保育園、幼稚園、小・中学校との連携のもとに就学相談体制の充実を図ります。

### ■通常学級に在籍している子どもの支援

通常学級に在籍している発達障害などの子どもについては、それぞれの障害の特性を踏まえつつ、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な教育支援に努めます。

### ■医療的ケア児への支援【新規】

小・中学校に通う医療的ケア児に対し、看護師配置を行い、学習参加への支援体制の充実を図ります。



### ③福祉教育の充実

日常生活において、障害のある人となない人が共に活動することは、児童生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であり、福祉教育の充実や交流教育の推進が重要視されています。

児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、「インクルーシブ教育」の考え方にに基づき、合理的配慮の提供をした上で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べる場を増やします。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

##### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人となない人が交流する場の充実」 ..... 46.9%

約5割の方が障害のある人となない人が交流する場の充実が重要な施策として捉えています。

#### ■交流及び共同学習の推進

通常学級における福祉教育を推進するとともに、通常学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ機会の設定、特別支援学級の児童生徒による学習発表会、作品展の開催などの機会を増やして、障害のある児童生徒への理解を深め、相互の交流及び共同学習を推進します。

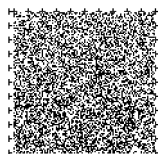
#### ■交流保育の推進

児童発達支援センターみつばすみれ学園と公設公営保育園との交流会を開催し、触れ合いの場を創造します。

#### ■障害のある人を理解する学校教育の充実

小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障害のある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。

また、福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。





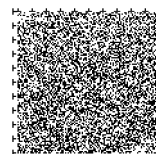
### ■教職員対象の研修会の実施 ※

福祉教育の推進には、教職員や福祉教育に携わる人の理解と連携が必要不可欠です。そのために、小・中・高等学校の教職員や地域の福祉教育に携わる人を対象に、具体的な事例や福祉体験等を取り入れ、より充実した研修会を実施していきます。

### ■他機関と連携した福祉教育の実施 ※

毎年、小・中学校の総合的な学習の時間において、当事者の講演や体験等によるさまざまな福祉教育を実施してきました。今後は、社会福祉協議会で実施してきた福祉教育を、市内の施設等の協力を得ながら、子どもから大人までを対象とした、支え合い・助け合いの気持ちを醸成する福祉教育として実施していきます。

※朝霞市社会福祉協議会で推進する第4期朝霞市地域福祉活動計画から引用しています。評価は朝霞市地域福祉計画推進委員会で行います。



## 第5章 安心・安全な暮らしをつくる

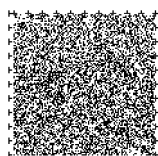
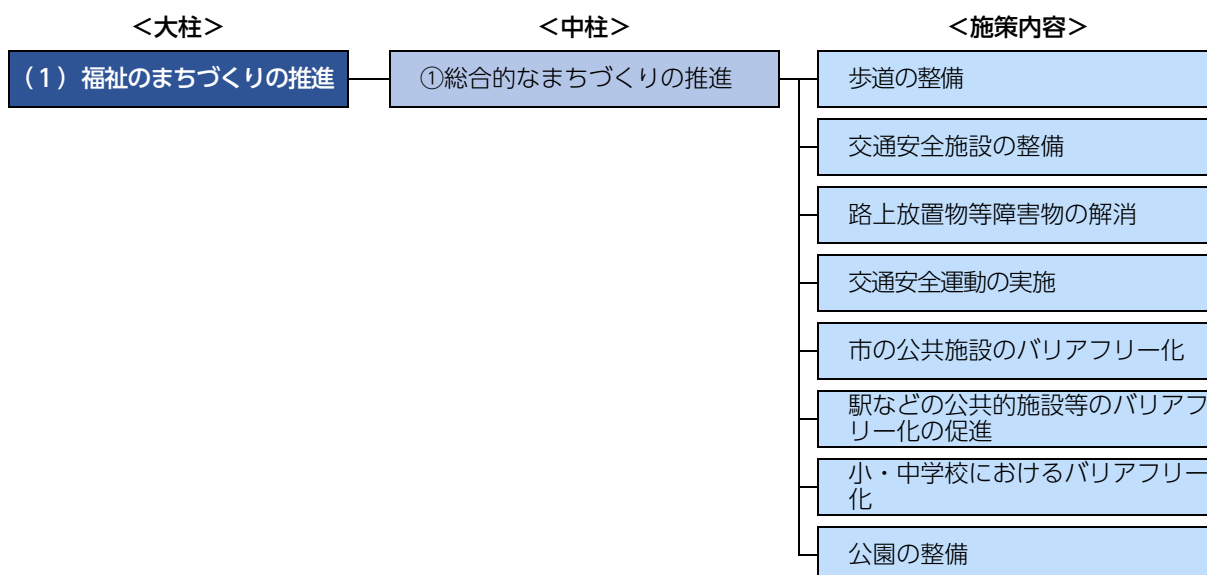
### <基本目標>

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。

### (1) 福祉のまちづくりの推進



## ①総合的なまちづくりの推進

障害のある人を含めすべての市民が、安心して暮らすため、道路、公園、建築物等生活関連施設のバリアフリー化を推進し、住みやすい地域社会づくりに努めます。

## &lt;アンケート調査等から見える傾向・課題&gt;

## Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」

…障害のある人：65.2% 障害のある児童：73.1%

6割以上の方が生活環境の整備を重要な施策として捉えている傾向があります。

## ■歩道の整備

歩道と車道の分離、歩行空間の確保、道路拡幅、交差点における歩道と車道の段差解消など、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。

また、新設道路については、歩道のフラット化（歩車道境界ブロックなどによる歩道と車道の分離）を進めます。

## ■交通安全施設の整備

点字誘導ブロックや音声誘導装置、反射鏡、道路照明灯などの設置を促進します。

また、交通量や横断者の多い道路については、障害のある人の安全性にも配慮しながら、信号機の設置などについても、働きかけを行います。

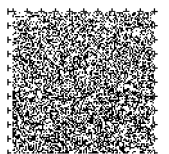
## ■路上放置物等障害物の解消

障害のある人が安心して街中を歩ける交通環境を整備するため、放置自転車や障害物の撤去を行うとともに、駅前での駐輪及び駐車について指導の充実に努めます。

## ■交通安全運動の実施

交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動（年4回）を実施し、交通事故による障害の発生を未然に防止します。

また、この交通安全運動と連動して、広報紙や学校などを通じて交通安全の啓発を行います。



### ■市の公共施設のバリアフリー化

障害のある人を含め多くの人を利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。

### ■駅などの公共的施設等のバリアフリー化の促進

駅などの公共的施設や大規模店舗などの集客施設については、その事業者に対して障害のある人が利用しやすい施設となるように、バリアフリー化を要請します。

特に、多くの人を利用する駅については、エレベーターや車いす対応のエスカレーターの設置などを促進します。

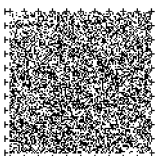
### ■小・中学校におけるバリアフリー化

新しく整備する学校については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。また、既存の校舎や体育館については、大規模改修時にあわせてバリアフリー化に努めます。

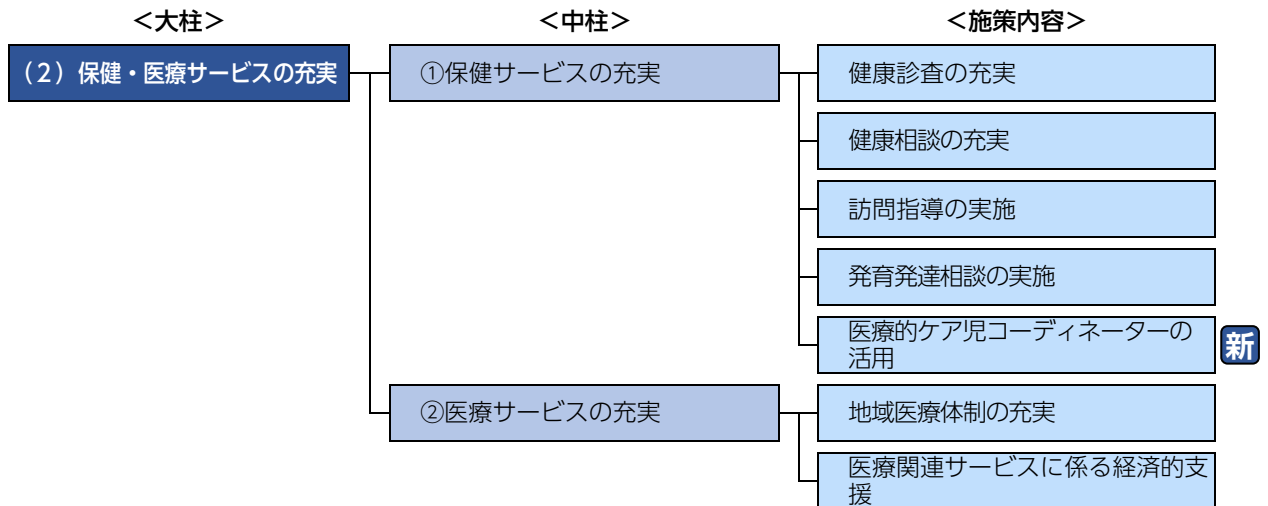
### ■公園の整備

公園については、障害のある人用のトイレ（バリアフリースイートイレ）、スロープ、車止めなど、障害のある人に配慮した附帯施設の整備、改修を推進します。

また、住民に憩いと安らぎの場を提供する公園を整備します。



## (2) 保健・医療サービスの充実



### ①保健サービスの充実

健康の増進と生活習慣病を予防するための保健指導の充実を図るとともに啓発活動を推進します。

疾病や障害の早期発見をし、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細やかな専門相談を充実し、総合的な保健対策を推進します。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

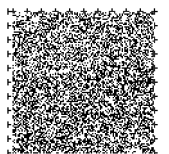
#### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実」

…障害のある人：58.6% 障害のある児童：59.2%

5割以上の方が福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実を重要な施策として捉えている傾向があります。



### ■健康診査の充実

健康の保持と疾病予防や疾病（障害）の早期発見のため、妊婦・乳幼児健康診査、がん検診など各種健康診査の充実を図ります。  
また、健診を通じた専門相談の充実を図ります。

### ■健康相談の充実

健康の保持増進を図るため、育児相談、健診後の健康相談及び栄養相談などの健康相談を充実します。

### ■訪問指導の実施

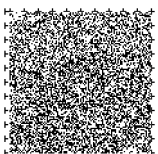
来所での相談が困難な方（母子、成人、高齢者、障害のある人など）に対して家庭訪問による保健指導を実施します。

### ■発育発達相談の実施

発育や発達障害の早期発見・早期支援のため、専門相談を実施することにより、子どもの早期療育を推進し、適切な支援につなげます。

### ■医療的ケア児コーディネーターの活用【新規】

医療的ケア児の把握に努め、必要なニーズに沿って適切な関係機関との調整を図っていきます。



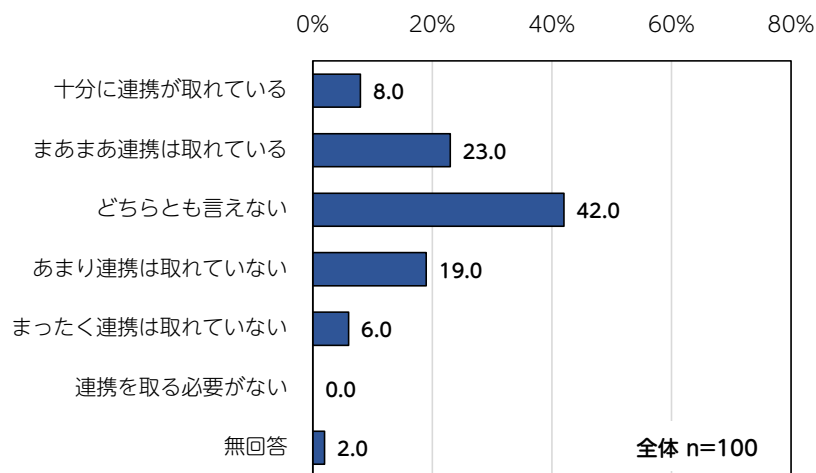
## ②医療サービスの充実

障害種別の多様化により、それぞれの障害のある人の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

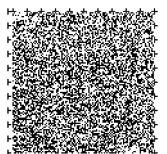
一人一人に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、専門機関との連携を図り、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスを提供できる体制を整備するとともに、重度の障害のある人などについては、医療給付等により経済的な負担の軽減を行います。

### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

#### Q.事業所と医療機関との連携状況について（事業所）



医療機関との連携は、連携が取れていると回答した事業所が約3割となっている一方で、連携が取れていないと回答した事業所も25.0%と、全体の4分の1の事業所で連携が取れていないという結果になっています。



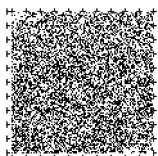
### ■地域医療体制の充実

障害のある人が地域の中で必要な医療が受けられるように、医師会の協力を得ながら保健、福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。特に、重度障害や精神障害など、障害の状況に応じた適切な医療の確保に努めます。

また、関係機関との連携を図りつつ、在宅当番医制、休日夜間診療、病院群輪番制、小児救急医療や精神科救急医療など、緊急時の医療体制の充実を図ります。

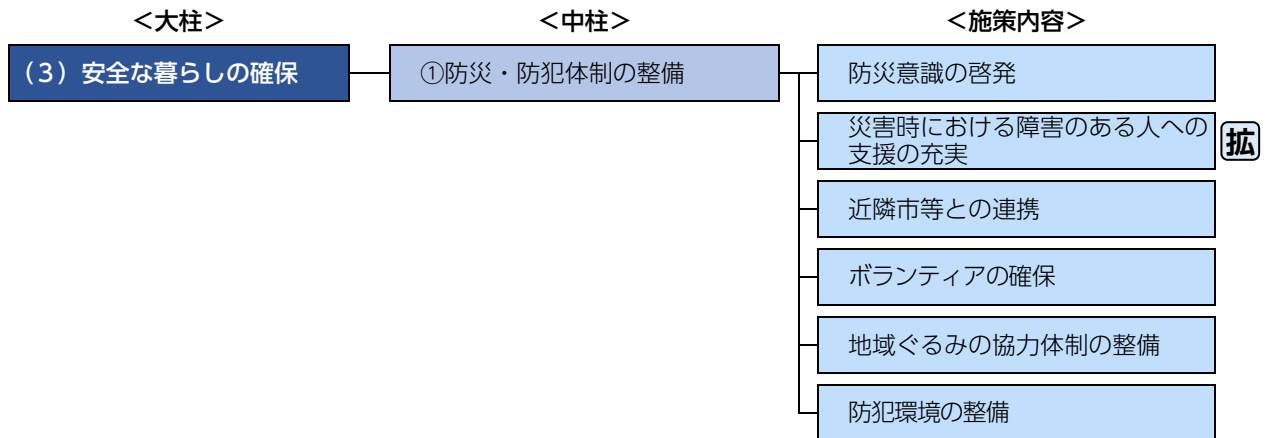
### ■医療関連サービスに係る経済的支援

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や療養介護、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療給付（県事業）など、各種の医療給付の実施により、経済的支援を行います。





### (3) 安全な暮らしの確保



#### ①防災・防犯体制の整備

障害のある人が、地域の中で安心して生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみ、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策などが必要です。

防災・防犯などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障害のある人が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

#### <アンケート調査等から見える傾向・課題>

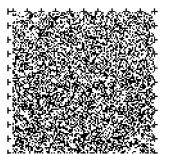
##### Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「災害時における避難誘導體制の確立と訓練の実施」

…障害のある人：54.2% 障害のある児童：64.1%

5割以上の方が災害時の避難を重要な施策として捉えている傾向があります。



### ■防災意識の啓発

広報紙、防災啓発冊子などにより、防災に関する広報・普及活動を行うとともに、講演会の実施や地域の防災訓練を支援し、障害のある人を含む市民の防災意識の高揚を図ります。

### ■災害時における障害のある人への支援の充実【拡充】

災害時の緊急情報をメールや防災行政無線等により伝達するとともに、自力で避難できず、特別な支援が必要な人については、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の活用や個別避難計画の見直しなど避難時等に十分配慮するよう努めます。

社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として協定を締結し、活用するよう努めます。

また、福祉避難所の開設、移送、運営について訓練を行い改善を図っていきます。

### ■近隣市等との連携

災害発生時における近隣市や相互応援協定した自治体との連携の強化に努めるため、全庁的な取り組みを推進します。

### ■ボランティアの確保

災害時に福祉活動に携わるボランティアを確保するよう、各種機関・団体と連携を図ります。

### ■地域ぐるみの協力体制の整備

自治会や町内会単位の地域住民による自主防災組織づくりを進めるとともに、その活動への支援を行います。

また、避難生活が長期化した際の自主防災組織を中心とした避難場所の運営体制についても確立を図ります。

### ■防犯環境の整備

朝霞市防犯推進計画をもとに、障害のある人を含めすべての市民をひたたくりや路上強盗などの街頭犯罪や侵入盗などの犯罪から守るため、市、市民及び事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯等の整備を進めます。

また、障害のある人が犯罪に巻き込まれることのないよう、障害のある人や関係者、地域が一体となって防犯意識の向上に努めます。

